

「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」
に関するQ&A

令和7年6月12日

目次

【全般】	8
問 1－1 本事業の趣旨は。	8
問 1－2 重点開発目標に位置づけられたスマート農業技術等の定義はどのようなものなのか。	8
問 1－3 何課題採択する予定なのか。	8
問 1－4 1 課題あたりの予算規模に上限はあるか。	8
問 1－5 本事業の実施期間はどのくらいか。	8
問 1－6 研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」とは具体的にどのようなものか。また、どのような場合に実施できるのか。	9
問 1－7 「特に研究型「①スマート農業技術の研究開発」における研究開発を優先するものとする。」とあるが、具体的にどのような取り扱いとなるのか。	9
問 1－8 「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」で不採択となった課題を再度応募することはできるのか。	9
問 1－9 「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」若しくは「スマート生産方式 SOP 作成研究」又は過年度の「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」若しくは「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」に採択された研究グループが、本事業に再度応募することは可能か。	10
問 1－10 提案書 4（6）ア「既に国の研究資金で着手しているものがある場合」における国の研究資金とは具体的に何か。	10
問 1－11 コンソーシアムに対する助言は、どこが行うのか。	11
問 1－12 本事業の実施体制はどのようなになるのか。	11
【開発供給実施計画との関係】	11
問 2－1 開発供給実施計画の認定を受けるためにはどうすれば良いのか。	11
問 2－2 本事業の応募にあたり、開発供給実施計画の認定を受けていることは必須か。	11
問 2－3 スマート農業技術活用促進法における認定を受けた開発供給実施計画と本事業で実施する研究開発等の関係性はどのようなになっているのか。	12
問 2－4 認定を受けた開発供給実施計画の内容以外のことを本事業で実施することはできるのか。	12
問 2－5 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）において、「研究型：新たな栽培方法の確立に係る研究」を研究計画に含める場合、開発供給実施計画の内容には、同研究型に取り組むことが明示されていなければならないのか。	12
問 2－6 応募時点で開発供給実施計画の認定を受けられず、開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として本事業に応募するためにはどのような要件を満たす必要があるのか。	12
問 2－7 開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として応募し、採択されたが、認定を受けることが確実な者としての要件を満たすことが出来なくなった場合は、研究を継続できないのか。	13
問 2－8 開発供給実施計画の認定を受けている者、もしくは認定を受けることが確実である	

者のいずれを満たして応募する場合も、委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の全部又は一部に即していることが要件となっているが、具体的にどういうことか。	13
問2-9 開発供給実施計画の認定を受けている者、もしくは認定を受けることが確実である者のいずれを満たして応募する場合も、研究主体に当該開発供給実施計画の申請者（代表者）を含むことが要件となっているが、当該開発供給実施計画に含まれるすべての者が含まれている必要はないのか。	13
問2-10 スマート農業技術等の「等」の考え方いかん。本事業の対象となるのか。	14
【応募要件について】	14
問3-1 TRL（技術成熟度）を設定しているが、これは応募要件になるのか。	14
問3-2 事業終了時、目標としていたTRL（技術成熟度）を達成できなかった場合、ペナルティ等があるのか。	14
問3-3 本事業への応募に当たり、現在、立ち上げを検討している企業を研究グループに含めることは可能か。	14
【公募分野について】	15
問4-1 スマート農業技術であれば応募できるのか。	15
問4-2 公募要領別紙1 公募分野の別表にある公募対象技術で例示されている品目・技術のみが対象となるのか。	15
問4-3 公募要領別紙1 公募分野の別表に記載のある技術のみを公募対象とするとのことだが、なぜこれらの技術に限定されているのか。	15
問4-4 パプリカはピーマンに含まれるでしょうか。また、施設内で栽培する「しいたけ（菌床栽培）」や「もやし」は、施設野菜に含まれるでしょうか。	15
【実施体制】	15
問5-1 研究グループの体制について、参画必須等の要件はあるのか。	15
問5-2 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。	16
問5-3 コンソーシアムに地域金融機関等が参画するのは必須か。	16
問5-4 社会科学的な研究・検証を実施する地域金融機関等がコンソーシアムに参画する場合、開発・供給支援機関として位置付けるのか。	16
問5-5 地域金融機関等にはベンチャーファンドも含まれるか。	17
問5-6 代表機関の資格要件は何か。	17
問5-7 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいのか。	17
問5-8 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要なのか。	18
問5-9 予算管理を外部に委託することは可能か。	18
問5-10 代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は研究管理運営機関とする必要があるか。	18
問5-11 代表機関に代わって共同研究機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。	18
問5-12 研究管理運営機関の資格要件は何か。	18
問5-13 コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。	19

問 5-14	応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。	19
問 5-15	委託費を受け取らずにコンソーシアムに参画することは可能か。	20
問 5-16	海外の企業等もコンソーシアムに参画することは可能か。	20
問 5-17	当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。	20
問 5-18	部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいのか。	20
問 5-19	部会や生産団体が参画する場合、そのすべての農業者が参画する必要があるか。	20
問 5-20	コンソーシアムに、「開発・供給支援機関」は必ず必要であるのか。	21
問 5-21	1つのコンソーシアムに複数の農家が参画してもよいのか。	21
問 5-22	本事業にベンチャー企業も参画できるのか。	21
問 5-23	民間企業（農業機械メーカー）がコンソーシアムに参加せず、協力機関という立場で参画することは可能か。	21
問 5-24	農業機械メーカーの代理店等がコンソーシアムに参画することは可能か。	22
問 5-25	開発の対象となる農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要はあるのか。	22
問 5-26	コンソーシアムに自治体や普及を指導する組織が入ることは要件か。	22
問 5-27	構成員のエフォートの下限はあるか。	22
問 5-28	都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。	22
問 5-29	参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関（含む代表機関）に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いはどうなるのか。	22
問 5-30	採択された場合、委託契約を生研支援センターと代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理教育の実施に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、構成員として参画する農業者等や、委託研究を行わない開発・供給支援機関も当該誓約書の提出が必要か。	23
問 5-31	契約前に対応が必要な誓約書について、「研究倫理教育」と「生研支援センター委託業務事務担当者説明会資料内容」は委託事業に関わる者すべてを対象に実施、確認させる必要があるのか。	23
問 5-32	公募要領 4（4）に研究代表者は常勤的に代表機関に所属していることとありますが、雇用はしているが、非常勤勤務のものも対象となりうるのか。	23
問 5-33	一つの事業者が本事業に関わる複数のコンソーシアムに参画することは可能か。	24
問 5-34	コンソーシアムへ参画する地域金融機関等は J A や農林中央金庫も認められるか。	24
問 5-35	研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって委託契約業務を行うとあるが、研究管理運営機関を設けた場合に、経理事務は当該機関が行い、委託契約は代表機関が行うことは認められるか。	24
問 5-36	研究支援者が参画する場合、コンソーシアムの共同研究機関とするのか。共同研究機関とならない場合、研究支援者の活動の経費は代表機関等に配分される委託費から支出して良いのか。	24

問 5－37	今回、農業者等が研究グループに参画するため研究者番号を取得したが、研究機関のような予算の適切な管理が難しいのが現状のため、農業者等は県の公設研究機関に試験圃場を提供する形で公設研究機関と共同で研究を担当し、研究費は全額公設試に配分、農業者等には予算配分「0」とする計画で研究管理を行ってよいのか。	24
問 5－38	応募後や採択後に「協力機関」を追加することは可能か。	25
問 5－39	ある農業者が研究グループに参画するにあたり、開発・供給支援機関で登録した場合でも、研究開発の役割を担う事（人件費計上）は可能か。	25
問 5－40	公設試を開発・供給支援機関として参画させることは可能か。また同じく公設試を協力機関として位置づけて関与させることは可能か。	25
	【調達】	25
問 6	開発に必要な機械・備品等の調達はいつまでに行えばよいのか。	25
	【研究開発の内容について】	25
問 7－1	機械の安全走行など、開発に伴うリスクはどのような対応になるのか。	25
問 7－2	規制（農業機械の自動走行やドローンの無人航空等）にはどう対処するか。	26
問 7－3	技術開発を検討するに当たり、既存技術に関して情報を得たいが、参考となるものはないか。	26
問 7－4	生研支援センター事業に係る委託者指定データは無いとの認識でよいのか。	26
	【e-Rad 関係】	27
問 8－1	e-Rad は研究グループに参画する者全員が登録する必要があるのか。	27
問 8－2	農業者等に予算を配分しない場合でも e-Rad の登録は必要か。	27
問 8－3	e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいのか。	27
問 8－4	応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には応募申請できないのか。	27
問 8－5	e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。	28
問 8－6	コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。	28
問 8－7	e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。	28
	【審査参考資料（動画）関係】	28
問 9－1	審査参考資料として提出するプレゼンテーション資料の枚数に上限はあるのか。また、動画の時間に上限はあるのか。また、下限はあるのか。	28
問 9－2	音声はA I 音声読み上げソフト等を活用してもよいのか。	28
問 9－3	ファイルの最大容量は何GBか。	29
	【委託費の対象について】	29
問 10－1	どのような費用が委託費の対象となるのか。	29
問 10－2	開発において導入する機械の利益排除の考え方いかん。	29
問 10－3	導入する機械の利益排除について、構成員である企業が開発する機械を農業者等が導入して検証に使う場合、提供する側の企業は利益排除する必要はあるか。	30
問 10－4	自社による物品調達における直接経費計上において、その利益排除額は公表されるのか。	30
問 10－5	自社製品を基に開発を行うが、どのように予算計上すれば良いか。	30
問 10－6	園芸ハウスを建設することは可能か。	30

問 10－7	既存設備等の改良に係る経費は、対象となるのか。	30
問 10－8	システムの導入費、改良費は対象となるか。	31
問 10－9	委託費の対象となる人件費は具体的に何か。	31
問 10－10	複数の企業や大学が参画して課題の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。	31
問 10－11	都道府県の試験研究機関や普及組織がコンソーシアムの構成員として参画する場合、それらの組織が直接使う経費（旅費等）も委託費の対象となるか。	31
問 10－12	都道府県の試験研究機関等がコンソーシアムに参画する場合、人件費は対象となるか。	31
問 10－13	補助員であっても課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。	31
問 10－14	開発で必要となる農業生産費は委託費の対象となるのか。	32
問 10－15	課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。	32
問 10－16	採択された場合、委託費はいつ支給されるのか。（概算払いはあるのか。）	32
問 10－17	一般管理費は直接経費の 15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。	32
問 10－18	一般管理費は税込みで 15%までか。	32
問 10－19	研究管理運営機関の経費は委託費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。	33
問 10－20	農業者等の圃場の借り上げ費の計算方法に定めはあるか。	33
問 10－21	農家が受け取った委託費に税金は掛かるのか。	33
	【採択・契約について】	33
問 11－1	事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。	33
問 11－2	どのような基準で課題を採択するのか。	33
問 11－3	審査は誰が行うのか。	34
問 11－4	農林水産省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるのか。	34
問 11－5	課題の委託契約は誰と誰が行うのか。	34
問 11－6	「審査期間中、応募書類の内容について、評議委員より確認事項がある場合は、生研支援センターより質問票を送付」とのことだが、時期はいつ頃を予定しているのか。また、回答の期限は。	34
問 11－7	面接審査は行わないのか。	34
	【実施期間中について】	34
問 12－1	生研支援センターからの指示には必ず従わなければならないのか。	35
問 12－2	資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。	35
問 12－3	農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。	35
	【成果、データの取扱いについて】	35
問 13－1	コンソーシアムはどのような成果を提出することが求められるのか。	35
問 13－2	コンソーシアムの構成員はデータをどこまで使えるのか。	35
問 13－3	農業者等からデータの提供を受ける際には、『「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」を踏まえて対応いただく必要があります。』とあるが、応募時は	

データマネジメントプランを提出、採択後に契約を行うのか。	35
【事業終了後について】	35
問 14－1 開発期間終了後の機械の取扱いはどうになるのか。	36
問 14－2 本事業で得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。	36
問 14－3 本事業に参画した民間企業等の研究終了後に研究成果を活用して発生した収益の取扱いはどうなるのか（収益納付をする必要はあるのか。）。	36
問 14－4 目標が達成できない場合は委託費を返還しなければならないのか。	36
【WAGRI について】	36
問 15－1 WAGRI への API 実装はいつまでに行う必要があるのか。	36
問 15－2 WAGRI を継続的に使用しなければならないのか。	36
【事業への応募について】	37
問 16－1 研究計画のブラッシュアップについては、相談に乗って頂けるか。	37
問 16－2 応募様式（研究課題提案書） 別記様式 5 データマネジメントプランについて、該当研究課題のみ提出とあるが、どのような場合が該当研究課題となるか。	37
【マッチングファンドについて】	37
問 17－1 マッチングファンド方式の適用については加点項目ではあるが、民間企業は公募説明資料 20 頁の例に記載されている実証のみを行う企業あるいは非営利の企業以外はマッチングファンドが必ず必要か。	37
問 17－2 マッチングファンド方式の自己資金の支出としては、設備の償却費及び保有している試験研究用消耗品だけでも良いか。	37
問 17－3 マッチングファンド方式の意図するところは何か。また、企業の自己負担分について研究者の人件費を充てることは可能か。	37
問 17－4 民間企業が自己資金で支出する負担額の上限、下限はあるか。	37
問 17－5 地域金融機関が共同研究機関として参画する場合、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか（例えば、担当する課題内容が事業化に関するフィージビリティスタディ等であった場合でも、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか）。	38
問 17－6 マッチングファンド方式による加点を得るには、参画する民間企業すべてがマッチングファンド方式をとることが必要か。	38
問 17－7 マッチングファンドの自己負担の対象とならない民間企業等とはどのような企業を指すのか。	38

【全般】

問 1－1 本事業の趣旨は。

本事業は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律に基づく開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）に対応した技術開発及び供給を、迅速かつ強力に推進するためのスマート農業技術に係る研究開発に取り組むことを目的としています。

問 1－2 重点開発目標に位置づけられたスマート農業技術等の定義はどのようなものなのか。

営農類型ごとに、周年作業の中でも特に労働時間・負荷がかかるために現場からの省力化ニーズが高く、かつスマート農業技術等の開発が遅れている作業を特定したうえで、当該作業について、人口減少下においても生産水準の維持を可能とするために必要となるスマート農業技術等を重点開発目標に位置付けています。

問 1－3 何課題採択する予定なのか。

提案課題毎に計画される事業費に差があることから、新規に採択する課題数は設定していませんが、予算の範囲内で可能な課題数を採択する予定です（事業規模、予算の範囲内で検討のうえ決定します）。

問 1－4 1 課題あたりの予算規模に上限はあるか。

1 課題当たり 1.5 億円／年を上限として設定しています。また、研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」に取り組む場合は、上限 1.5 億円／年のうち 0.4 億円／年を上限としています。

例 1：「重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）」で応募する場合

○：（研究型「①スマート農業技術に係る研究開発」1.1 億）＋（研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」0.4 億）＝1.5 億

×：（研究型「①スマート農業技術に係る研究開発」1.0 億）＋（研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」0.5 億）＝1.5 億

→研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」は 0.4 億円を超えられません

問 1－5 本事業の実施期間はどのくらいか。

研究期間は最大3年（令和10年3月まで）となります。

問1-6 研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」とは具体的にどのようなものか。また、どのような場合に実施できるのか。

研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」は、例えば、収穫ロボットの果実認識率を向上させる草姿管理方法や、自動収穫機による収穫歩留りを向上する品種選定等、開発の対象となるスマート農業技術の効果を向上させたり開発等難易度を下げるといったような研究内容を想定しています。そのため、前提として、研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」のみでの応募はできません。

また、以下をすべて満たす場合に、経費上限の範囲内で、当該研究を研究計画に含めることが出来ます。

1 研究開発されるスマート農業技術の効果を向上させることが期待される栽培方法であること

2 有効な技術内容が想定されること

なお、本事業においては、研究型「①スマート農業技術の研究開発」を優先するものとします。

問1-7 「特に研究型「①スマート農業技術の研究開発」における研究開発を優先するものとする。」とあるが、具体的にどのような取り扱いとなるのか。

事業開始時にTRL（技術成熟度）が3（実験による概念実証）から5（使用環境に応じた条件での技術検証）の段階にあるものを、事業終了後に少なくとも7（実運転条件下でのプロトタイプシステム実証）への移行が見込まれる段階まで引き上げるような、技術開発のフェーズにおける研究を対象としています。したがって、開発の対象となるスマート農業技術の効果を向上させたり開発等難易度を下げたりするための研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」に比べ、研究型「①スマート農業技術に係る研究開発」において先に着手すべき内容が多いことが想定されることから、当該研究型を優先することとしています。

「優先する」とは、研究型「①スマート農業技術に係る研究開発」で着手すべき内容を提案する研究計画の中で網羅したうえで、研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」に取り組む計画となっていることを指します。研究計画において研究型①を優先したうえで研究型②が適切に設定されているかについては、研究計画の妥当性の観点から審査されますのでご注意ください。

問1-8 「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」で不採択となった課題を再度応募することはできるのか。

令和6年度補正予算「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」の採択状況を踏まえて公募分野を絞る等、公募内容を変更しております。

そのため、令和6年度補正予算「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」で不採択となった課題を再度応募する場合には、公募分野をはじめとする公募内容を参照し、内容が対象に合致していることを確認してください。

(既採択事業リンク)

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/news/2025/168709.html>

(公募分野リンク)

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/03_R7_koubobunya.pdf

問1－9 「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」若しくは「スマート生産方式 SOP 作成研究」又は過年度の「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」若しくは「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」に採択された研究グループが、本事業に再度応募することは可能か。

これまでの令和6年度補正予算「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」、「スマート生産方式 SOP 作成研究」、「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」又は「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」で採択された研究グループであっても、応募する内容が実施中の取組と異なっており、かつ本事業の公募対象に合致していれば応募することが出来ます。

ただし、「不合理な重複」又は「過度の集中」が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

問1－10 提案書4(6)ア「既に国の研究資金で着手しているものがある場合」における国の研究資金とは具体的に何か。

スマート農業の開発に関する農林水産省の研究資金として代表的な戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)、国際競争力強化技術開発プロジェクト、戦略的スマート農業技術等の開発・改良、次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化、スマート農業技術の開発・供給に関する事業、スマート生産方式 SOP 作成研究の既採択研究を対象にします。各プロジェクトの採択済研究の概要は、以下のHPを参照してください。これら以外において、類似する国の研究資金で着手しているものがあれば記載してください。

- ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期 3「農業生産のスマート化」

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/sip/sip2/theme/theme2103.html#t01>

- ・スマート農業技術の開発・実証プロジェクトのうち、国際競争力強化技術開発プロジェクト

<https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/kokusai-kyosoryoku-kyoka-roject/index.html>

- ・戦略的スマート農業技術(等)の開発・改良

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/index.html>

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/2023.html>

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/2024.html>

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/2025.html>

- ・ 令和 6 年度補正予算スマート農業技術開発・供給加速化対策

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/news/2025/168709.html>

- ・ スマート生産方式 SOP 作成研究

https://www.naro.go.jp/publicity_report/press/laboratory/naro/168549.html

問 1－11 コンソーシアムに対する助言は、どこが行うのか。

生研支援センターにおいて、運営委員会を設置するとともに、その下にプログラムディレクター（PD）及び研究リーダー等を配置し、指導・助言することとしています。

問 1－12 本事業の実施体制はどのようなになるのか。

農林水産省が設置する運営管理委員会が決定する事業全体の基本方針等のもと、生研支援センターに運営委員会を設置するとともに、その下にプログラムディレクター（PD）を配置してプロジェクトの進行管理を行います。

コンソーシアムは、生研支援センターと委託契約を締結し、生研支援センターの指導助言を踏まえつつ、研究開発等に取り組んでいただきます。

【開発供給実施計画との関係】

問 2－1 開発供給実施計画の認定を受けるためにはどうすれば良いのか。

開発供給実施計画の認定を希望する際は、申請窓口となる農林水産省の担当部署への事前相談が必要です。

事前相談に当たっては、以下に示す開発供給実施計画に係る共通様式に、申請する計画について具体的内容を記載したうえで、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課へメールで提出してください。提出後は、研究推進課の指示に従い、事前相談を進めていただきます。

【事前相談提出様式】

（別記様式第 15 号）開発供給事業実施計画に係る認定申請書及び（別記様式第 16 号）開発供給実施計画

（別表 4）開発供給事業に必要な資金の額及びその調達方法

【参考】

開発供給実施計画の認定に係る相談ページ

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/kaihatsu.html>

問 2－2 本事業の応募にあたり、開発供給実施計画の認定を受けていることは必須か。

重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）においては、応募に当たり、委託事業で実施する内容がスマート農業技術活用促進法における認定を受けた開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していることに加え、研究主体に当該開発供給実施計画の認定者（代表者）を含むことが必要です。

なお、別途要件を満たせば、当該開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として応募することも可能としますが、認定に向けた検討や手続きを速やかに進めることが必要です。

問２－３ スマート農業技術活用促進法における認定を受けた開発供給実施計画と本事業で実施する研究開発等の関係性はどのようなになっているのか。

開発供給実施計画では、農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等が、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業計画が定められており、本事業では、当該計画において対象としている研究開発の取組を支援することで、施策上重要な技術の開発及び供給を迅速かつ強力に推進することとしております。

問２－４ 認定を受けた開発供給実施計画の内容以外のことを本事業で実施することはできるのか。

本事業で実施する内容は開発供給実施計画の全部又は一部に即している必要がありますので、開発供給実施計画の内容以外のことを実施することはできません。

問２－５ 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）において、「研究型：新たな栽培方法の確立に係る研究」を研究計画に含める場合、開発供給実施計画の内容には、同研究型に取り組むことが明示されていなければならないのか。

重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）においては、開発供給実施計画に記載されていない内容を実施することができないため、「研究型：新たな栽培方法の確立に係る研究」について、開発供給実施計画において明示していただく必要があります。

問２－６ 応募時点で開発供給実施計画の認定を受けられず、開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として本事業に応募するためにはどのような要件を満たす必要があるのか。

重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）においては、以下のア～オを満たせば、開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として応募することが出来ます。

ア 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること。

イ 研究主体に含まれる者を申請者（代表者）とする当該開発供給実施計画について、令和 7 年 6 月 20 日 までに、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と認定に係る事前相談を開始すること。

ウ 採択決定通知日までに、上記の事前相談を了していること。

エ 少なくとも初年度の委託期間終了日までには認定を受けること。

オ 以下のいずれかに該当する場合には、研究推進課からの通知に並行して、遅滞なくその旨を生研支援センターに対し申し出を行い、自ら委託事業を中止し、契約を解除すること、また、その場合、自然災害等やむを得ない事情を除き、委託費を返還することに同意していること。

（ア） 初年度の委託期間終了日までに当該開発供給実施計画の認定がされなかった場合

（イ） 初年度の委託期間終了日前であっても当該認定の申請や認定を断念する場合若しくは状況の変化により認定の要件が満たせなくなったことが判明した場合

（ウ） 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即さなくなった場合

問 2-7 開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として応募し、採択されたが、認定を受けることが確実な者としての要件を満たすことが出来なくなった場合は、研究を継続できないのか。

認定を受けることが確実な者としての要件を満たすことが出来なくなった場合は、研究を継続することはできません。以下の（ア）～（ウ）に該当する場合には研究推進課からの通知に並行して、遅滞なくその旨を生研支援センターに対し、申し出を行っていただきます。その場合、自ら委託事業を中止し、契約解除の申し出をするとともに、自然災害等やむを得ない事情を除き、委託費の返還、違約金として解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、生研支援センターへ支払をしていただきます。

（ア） 初年度の委託期間終了日までに当該開発供給実施計画の認定がされなかった場合

（イ） 初年度の委託期間終了日前であっても当該認定の申請や認定を断念する場合若しくは状況の変化により認定の要件が満たせなくなったことが判明した場合

（ウ） 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即さなくなった場合

問 2-8 開発供給実施計画の認定を受けている者、もしくは認定を受けることが確実である者のいずれを満たして応募する場合も、委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の全部又は一部に即していることが要件となっているが、具体的にどういうことか。

本事業では、実施する内容が当該開発供給実施計画の全部又は一部に即している必要がありますが、「一部」とあるのは当該開発供給実施計画に自費等による技術開発を含むケースを想定しています。開発供給実施計画に記載されていない内容を本事業で実施することはできません。

問 2-9 開発供給実施計画の認定を受けている者、もしくは認定を受けることが確実であ

る者のいずれを満たして応募する場合も、研究主体に当該開発供給実施計画の申請者（代表者）を含むことが要件となっているが、当該開発供給実施計画に含まれるすべての者が含まれている必要はないのか。

本事業で実施する内容に対応する開発供給実施計画の申請者（代表者）の研究主体への参画は必須となります。

なお、必須ではありませんが、本事業の趣旨や実施内容を踏まえて、当該開発供給実施計画に含まれる申請者（代表者）以外の者も研究主体に参画されることを推奨いたします。

問 2－10 スマート農業技術等の「等」の考え方いかん。本事業の対象となるのか。

スマート農業技術等はスマート農業技術活用促進法 2 条 5 項において、「スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術をいう。」と定義されており、そのうち「等」については「その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術」に該当するものです。本事業においては、「新たな栽培方法の確立に係る研究」の研究型が該当いたします。

【応募要件について】

問 3－1 T R L（技術成熟度）を設定しているが、これは応募要件になるのか。

事業開始時及び事業終了時に目安とする T R L の指標を定めており、応募要件ではありませんが、採択審査における研究計画の妥当性を評価する参考情報となります。

なお、要素技術単位ですべてが設定した T R L の範囲内に収まっている必要はありませんが、技術・システムの全体像が設定した T R L をカバーできるような研究計画の作成をお願いします。

問 3－2 事業終了時、目標としていた T R L（技術成熟度）を達成できなかった場合、ペナルティ等があるのか。

目標としていた T R L（技術成熟度）を達成できなかったことのみをもってペナルティが課されることはありません。

問 3－3 本事業への応募に当たり、現在、立ち上げを検討している企業を研究グループに含めることは可能か。

公募申請時には、制限を設けておりませんので申請を排除するものではありません（その場合の申請時の e-Rad 上の取り扱いについては問 8－4 を参照してください）。採択された場合においては、生研支援センターの指示に従い、適切に契約手続きやコンソーシアム設立手続

きを進めていただく必要がありますのでご注意ください。

【公募分野について】

問４－１ スマート農業技術であれば応募できるのか。

法に基づく重点開発目標に位置付けているスマート農業技術のうち、特に重要度の高い技術（公募要領別紙１ 公募分野別表を参照）を公募対象としていますので、全てのスマート農業技術が対象ではございません。

問４－２ 公募要領別紙１ 公募分野の別表にある公募対象技術で例示されている品目・技術のみが対象となるのか。

公募の対象となる技術は別表において例示されているもののみです。品目については、「(〇〇等)」「(△△ほか)」と記載がある場合は、例示されていなくても対象となります。

問４－３ 公募要領別紙１ 公募分野の別表に記載のある技術のみを公募対象とするとのことだが、なぜこれらの技術に限定されているのか。

別表に記載のある技術については、法に基づく重点開発目標のうち、特に必要性や難易度が高く、令和１２年までの実用化に向けて開発優先度が高いと現状想定される技術のラインナップを具体的に示したものです。

予算が限られる中、上記のような早期に開発に着手すべきスマート農業技術の研究開発を重点的に支援するため、予め公募対象技術を設定しています。

問４－４ パプリカはピーマンに含まれるでしょうか。また、施設内で栽培する「しいたけ（菌床栽培）」や「もやし」は、施設野菜に含まれるでしょうか。

パプリカはピーマンに含まれません。「しいたけ（菌床栽培）」や「もやし」は施設野菜に含まれます。

【実施体制】

問５－１ 研究グループの体制について、参画必須等の要件はあるのか。

研究グループで、以下のすべての者が含まれる、又はア及びイを含むとともにウを協力機関として置くことに加え、対応する開発供給実施計画の認定者（代表者）を含むことが必要です。なお同一の機関が複数の者を担うことも可とします。

ア 社会実装を担う者

- イ 研究用ほ場を有する者
- ウ 農業者等

なお、公募分野の各品目の研究内容に、様々なデータを活用した生育・気象被害・病害発生等の分析・予測や施肥やかん水等の作業提案等の営農支援のためのプログラム（農業技術に関する部分のみを対象とし、ユーザーインターフェース等農業技術と直接関係のない部分を除く。）開発を含む場合は、研究成果の幅広い普及の観点から、事業終了時までに当該プログラムを民間企業等が利用しやすいAPIにより農業データ連携基盤（WAGRI）に実装するとともに、APIの仕様や取扱い（利用方法、利用可能な者の範囲や利用料等）について、第三者が容易に理解し、利用することができるよう、WAGRIのWebサイト等で明示していただく必要があります。また、研究グループの中にICTベンダー等、APIの活用が想定されるサービス提供者を参画させるとともに、WAGRIに実装するAPIについては、ICTサービス提供者等による稼働試験を複数回行い、ICTサービス提供者から評価を受けるものとします。

問５－２ 申請時までに、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。

申請時には、少なくとも研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画するすべての者が同意していることが要件です。なお、採択され次第委託された事業に着手できるよう、実施体制や技術体系の内容等、開発計画について関係者が合意していることが望ましいです。

問５－３ コンソーシアムに地域金融機関等が参画するのは必須か。

必須ではありません。

ただし、地域金融機関等がコンソーシアムに参画する場合は、例えば、研究期間終了後に研究成果を活用した新たなビジネスモデルを想定し、その事業計画の妥当性等をシミュレーションするような社会科学的な研究・検証を地域金融機関等が委託研究費で実施する研究成果の社会実装を推進するなど役割が明確に記載されている必要があり、その場合は加点による優遇措置を実施することとしています。

問５－４ 社会科学的な研究・検証を実施する地域金融機関等がコンソーシアムに参画する場合、開発・供給支援機関として位置付けるのか。

社会科学的な研究・検証のみならず、研究開発要素を伴う場合は、開発・供給支援機関ではなく、共同研究機関として位置付ける必要があります。

問５－５ 地域金融機関等にはベンチャーファンドも含まれるか。

適格機関投資家等については、地域金融機関等に当たるものとして加点対象になります。

問５－６ 代表機関の資格要件は何か。

代表機関は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 研究機関であること。
- ② 研究実施に必要な体制及び能力を有することとして以下の要件を満たす機関であること。
 - ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有すること。
 - イ 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進管理、成果管理等を統括する者（以下「研究代表者」という。）及び経理責任者を設置していること。
 - ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
 - エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有すること。
 - オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有すること。
 - カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有すること。
- ③ 応募前に、最新の事務担当者説明会動画を視聴していること。また、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出すること。
- ④ 令和７・８・９年農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。
- ⑤ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ⑥ 日本国内を拠点として研究を実施できること。
- ⑦ 本事業に関わる者に関して、過去に結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- ⑧ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

問５－７ 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよい。

代表機関のみで構いません。代表機関は、応募の際に令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しをPDFで提出してください。提案書提出時に競争参加資格のない場合、委託契約までに競争参加資格（令和７・８・９年）を取得してください。

問５－８ 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要なのか。

地方公共団体については提出不要です。

問５－９ 予算管理を外部に委託することは可能か。

生研支援センターが必要と認めた場合に限り、代表機関に代わって、経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）をコンソーシアム内に設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。また、そうした研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても委託費の対象となります。

（例えば、地方公共団体において、事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、研究管理運営機関の設置を認めることがあります。）

問５－１０ 代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は研究管理運営機関とする必要があるか。

共同研究機関を研究管理運営機関として位置づけることによって、当該共同研究機関が経理関係業務を行うことができます。ただし、原則として生研支援センターとの委託契約の実績を有するなど、委託契約手続きをスムーズに行うことができる体制を有する等の資格要件があります。

問５－１１ 代表機関に代わって共同研究機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。

提案書の２（１）「研究グループの構成」欄に経理事務を行う共同研究機関を記載してください。

また、提案書の別記様式３「研究管理運営機関を活用する理由書」を記載してください。

提案書のほか、コンソーシアムを設立する際に、規約、協定書等で経理事務を担当する共同研究機関の担当者を指定してください。

問５－１２ 研究管理運営機関の資格要件は何か。

① 研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有する。

イ 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行

管理、成果管理等を実施する者及び経理責任者を設置している。

ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する。

エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有する。

オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する。

カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する。

② 研究の管理運営だけを行う機関が、研究管理運営機関となる場合は、上記アを除くイ（経理責任者の設置の部分に限る）～カに以下のキを加えたすべての要件を満たすことが必要です。

キ 原則、生研支援センターとの委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができる能力・体制を有すること。

詳細は公募要領 4（7）研究管理運営機関を設置できる要件をご参照ください。

問 5－13 コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。

コンソーシアムの設立方式の違いは以下のようになります。

- ・ 実施予定の研究計画に関する規約を策定すること（規約方式）
- ・ コンソーシアム参画機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
- ・ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

問 5－14 応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

応募時にコンソーシアムを設立している必要はありませんが、代表機関が明確になっている必要があります。コンソーシアムの構成員については、応募時に同意書などの書面は不要ですが、口頭やメール等でも構いませんので、研究期間中はコンソーシアムの構成員として、共同で開発を行うことについて、同意を得てください。

また、採択された場合、契約時（令和 7 年 8 月以降を予定）までにはコンソーシアムを設立していただく必要があります。

なお、応募時と契約時とで、コンソーシアムの構成員の変更により、著しく研究開発に障害が生じる恐れがあるなどの場合は、採択を取り消すことがあります。

原則として、研究期間を通じてコンソーシアムに参画できる研究機関等とコンソーシアムを設立してください。

問５－１５ 委託費を受け取らずにコンソーシアムに参画することは可能か。

原則として、委託費を受け取らない機関についてはコンソーシアムへの参画は認められません。

ただし、開発・供給支援機関（研究成果の農業生産現場への迅速な供給を進める民間企業（製造事業者や農業支援サービス事業者）や、普及を担う普及組織や農業者等、研究成果（製品等）のユーザーとなる民間企業等）の場合は、委託費の受け取りは必須ではありません。

問５－１６ 海外の企業等もコンソーシアムに参画することは可能か。

コンソーシアムに参画することはできますが、共同研究機関として参画する場合は国内に設置された法人格を有する者であること、開発・供給支援機関として参画する場合は国内に活動拠点を持つことが要件となります。さらに、代表機関になる場合は、委託契約が可能な体制を取っていただく必要があります。

問５－１７ 当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。

研究の実施が困難になった等の理由でない限り、原則変更契約は認められません。

やむを得ず、変更契約手続を行う場合、必要な書類を提出いただくことになります。契約の変更が考えられる場合は早めに御相談ください。

問５－１８ 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。

部会や生産団体等の法人化されていない組織については、コンソーシアムに開発・供給支援機関として参画することが可能です。ただし、コンソーシアムに参画する組織は当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営及び関係機関との相互調整を円滑に行う能力・体制を有する必要があります。その場合、コンソーシアム内で代表機関と契約を結ぶのは個人または法人が原則となります。

なお、研究機関として参画する場合は、法人格を有する必要があります。

問５－１９ 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての農業者が参画する必要があるか。

全ての農業者が参画する必要はありません。

問5-20 コンソーシアムに、「開発・供給支援機関」は必ず必要であるのか。

そのとおりです。なお、開発・供給支援機関はコンソーシアムに参画するものの、研究ではなく研究成果の農業生産現場への迅速な供給を実施する機関であり、民間企業や普及組織、農業者等を想定しています。

なお、公募要領2(8)に記載の通り、取組内容や人件費等の経費が切り分けられる場合は研究機関が開発・供給支援機関を兼ねることも可能です。ただし、本事業は2機関以上の研究グループで応募いただく必要があります。

(研究グループとして認められる例)

- ・代表機関(A)、共同研究機関(B)、開発・供給支援機関(C)
- ・代表機関(A)、共同研究機関(B)、開発・供給支援機関(B)
- ・代表機関(A)、開発・供給支援機関(B)
- ・代表機関(A)、開発・供給支援機関(A)、開発・供給支援機関(B)

(研究グループとして認められない例)

- ・代表機関(A)、開発・供給支援機関(A)
- ※2機関以上から構成されていないため不可

問5-21 1つのコンソーシアムに複数の農家が参画してもよいのか。

課題の内容によっては複数の農家が参画する場合もあり得ると考えられます。その際には、研究実施計画で役割分担を明確にしてください。

問5-22 本事業にベンチャー企業も参画できるのか。

本事業は、我が国のスマート農業の技術開発を促進するものであり、ベンチャー企業の参画も可能です。積極的な参画を期待しています。

問5-23 民間企業(農業機械メーカー)がコンソーシアムに参加せず、協力機関という立場で参画することは可能か。

可能です。

公募要領別記に記載の研究主体の要件が満たされていれば、民間企業(農業機械メーカー)を協力機関として応募することが出来ます。なお、協力機関の取扱いが公募要領4(8)に記載しておりますのでご注意ください。

問５－24 農業機械メーカーの代理店等がコンソーシアムに参画することは可能か。

農業機械メーカーの代理店等が、開発で活用するスマート農業機械や関連商品を生産するとともに、データの収集や一貫体系の最適化などの開発における役割分担（研究機関、開発・供給支援機関）を明確にし、技術の普及等に適切に対応できるのであれば、可能です。

問５－25 開発の対象となる農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要はあるのか。

コンソーシアムの構成員となっている方が望ましいので、原則、必要と考えますが、いずれにせよ、コンソーシアムとして研究課題で掲げている技術の開発、普及に取り組める体制を整えてください。

問５－26 コンソーシアムに自治体や普及を指導する組織が入ることは要件か。

要件ではありません。一方、開発したスマート農業技術の生産現場への迅速な供給を進める観点から開発・供給支援機関として参画することを推奨します。

問５－27 構成員のエフォートの下限はあるか。

構成員のエフォートに下限は設けませんが、コンソーシアムとして技術の開発に適切に対応できる体制を整備してください。

問５－28 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。

当該自治体の財政ルールに従ってください。

（例えば、適切に予算管理ができる体制を整備した上でコンソーシアムとして口座を開設する方法や、経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）をコンソーシアム内に設けて資金配分等に係る事務を行うこと等が考えられます。）

問５－29 参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関（含む代表機関）に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いはどうなるのか。

代表機関の要件として「知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること」が定められていることから、代表機関については特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が必要です。これらが無い場合は、生研支援センターとの契約締結までに策定していただく必要があります。

代表機関以外の参画機関については、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が用意されている方が望ましいと考えます。

また、コンソーシアムとして、知的財産等に係る事務管理を行う上で、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等は不可欠ですので、コンソーシアム設立時にコンソーシアム内の知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（知財合意書）を策定して、生研支援センターに提出して頂く必要があります。

問５－３０ 採択された場合、委託契約を生研支援センターと代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理教育の実施に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、構成員として参画する農業者等や、委託研究を行わない開発・供給支援機関も当該誓約書の提出が必要か。

研究倫理教育の参考となる下記のウェブサイトをご参照ください。なお、構成員である農業者等や、委託研究を行わない開発・供給支援機関も「研究倫理教育の実施に関する誓約書」の提出を契約締結までにお願ひします。

○研究倫理 e ラーニングコース（日本学術振興会）

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

問５－３１ 契約前に対応が必要な誓約書について、「研究倫理教育」と「生研支援センター委託業務事務担当者説明会資料内容」は委託事業に関わる者すべてを対象に実施、確認させる必要があるのか。

研究倫理教育につきましては、研究活動に関わる全ての者を対象に、生研支援センター委託業務事務担当者説明会資料の確認につきましては、委託事業に関わる全ての者に実施していただく必要があります。実施期間については、特に取り決めはありませんが、研究倫理等に関する知識を定着させるためにも毎年度実施していただくことが望まれます。

問５－３２ 公募要領４（４）に研究代表者は常勤的に代表機関に所属していることとありますが、雇用はしているが、非常勤勤務のものも対象となりうるのか。

非常勤勤務の者は避けてください。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合も、研究代表者になることを避けてください。

問５－３３ 一つの事業者が本事業に関わる複数のコンソーシアムに参画することは可能か。

可能ですが、過度な参画で研究推進に支障が出ないようにしてください。

問５－３４ コンソーシアムへ参画する地域金融機関等はＪＡや農林中央金庫も認められるか。

地域金融機関等とは、民間金融機関・公的金融機関・適格機関投資家等のことで、実際の融資、事業化企画や投資計画の支援を行う機関を指すものです。

ＪＡバンク（ＪＡ、信連、農林中央金庫）としてこれら支援を行っていただく場合であれば金融機関としての参画となることが可能です。

ただし、ＪＡが単に開発・供給支援機関として関与される場合は、金融機関とは言えず、また、施設リース・機械の貸与といった支援を実施するだけの場合も金融機関には該当しません。

問５－３５ 研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって委託契約業務を行うとあるが、研究管理運営機関を設けた場合に、経理事務は当該機関が行い、委託契約は代表機関が行うことは認められるか。

コンソーシアム内でそれぞれの役割分担を取り決めていただければ認められることとなります。研究管理運営機関を設けた場合に、経理事務は当該機関が行い、委託契約は代表機関が行うことは可能です。ただし、コンソーシアム規約等にその旨、明記してください。

問５－３６ 研究支援者が参画する場合、コンソーシアムの共同研究機関とするのか。共同研究機関とならない場合、研究支援者の活動の経費は代表機関等に配分される委託費から支出して良いのか。

研究支援者として助言をするだけであれば、共同研究機関として参画する必要はありません。また、共同研究機関とならない場合、研究支援者の旅費、謝金等については代表機関からの支出が可能です。

問５－３７ 今回、農業者等が研究グループに参画するため研究者番号を取得したが、研究機関のような予算の適切な管理が難しいのが現状のため、農業者等は県の公設研究機関に試験圃場を提供する形で公設研究機関と共同で研究を担当し、研究費は全額公設試に配分、農業者等には予算配分「０」とする計画で研究管理を行ってよいか。

上記の場合、農業者等は開発・供給支援機関として応募してください。

問５－３８ 応募後や採択後に「協力機関」を追加することは可能か。

課題の実施に当たり必要であれば追加することは可能です。

問５－３９ ある農業者が研究グループに参画するにあたり、開発・供給支援機関で登録した場合でも、研究開発の役割を担う事（人件費計上）は可能か。

研究機関とは、日本国内に設置された法人格を有する者であることから、農業者個人については、研究機関として参画することはできません。

問５－４０ 公設試を開発・供給支援機関として参画させることは可能か。また同じく公設試を協力機関として位置づけて関与させることは可能か。

公設試を開発・供給支援機関として参画させることは可能です。また、公設試を協力機関として位置づけて関与させることも可能です。

ただし、開発・供給支援機関とした場合は研究が出来なくなり、協力機関とした場合はコンソーシアムに参画できない他、研究費の配分を直接受けることはできませんのでご注意ください。

【調達】

問６ 開発に必要な機械・備品等の調達はいつまでに行えばよいか。

開発に必要な機械・備品等は、原則、初年度に調達できるよう、コンソーシアムで十分準備を行った上で応募してください。２年目以降に必要な場合はその理由を記載していただき、認められた際は可能です。なお、当該機械・備品等の調達は、購入、リース、レンタル等の手段から、委託費の節減等、経済性を勘案して最適なものを選択してください。また、当該機械・備品等の調達や開発開始のスケジュールについては、実施が適切に行えるかという点から重要であり、審査及び実施期間中にも確認します。

【研究開発の内容について】

問７－１ 機械の安全走行など、開発に伴うリスクはどのような対応になるのか。

本事業で調達した機械・備品に係る損害賠償保険に関し、人身事故、物損事故及び機械そのものの損壊等に係るものは、各自で加入をお願いします。なお、研究実施期間中の保険料は、法律で加入することが定められている保険（自賠責保険等）のみが委託費の対象となります。

なお、保険未加入の事故等により機械・備品を破損、紛失した場合は、予算の範囲内で修理、再調達等を行っていただくことになりますが、研究機関又は構成員の過失による故障の場合は、

修理費等を委託費に計上することはできません。

問 7-2 規制（農業機械の自動走行やドローンの無人航空等）にはどう対処するか。

法制度やガイドライン等の現行のルールの下、開発を行ってください。

問 7-3 技術開発を検討するに当たり、既存技術に関して情報を得たいが、参考となるものはないか。

農林水産省では、スマート農業に関する技術を民間企業等から収集し、その技術概要や問い合わせ先をまとめた「スマート農業技術カタログ」や「農業新技術 製品・サービス集」を公表しており、参考になると考えられます。

スマート農業技術カタログ

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html

農業新技術 製品・サービス集

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/products.html>

なお、既採択事業の採択課題は以下の通りです。（問 1-11の再掲です）

戦略的スマート農業技術（等）の開発・改良

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/index.html>

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/2023.html>

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/2024.html>

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/theme/2025.html>

- ・ 令和 6 年度補正予算スマート農業技術開発・供給加速化対策

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/news/2025/168709.html>

- ・ スマート生産方式 SOP 作成研究

https://www.naro.go.jp/publicity_report/press/laboratory/naro/168549.html

問 7-4 生研支援センター事業に係る委託者指定データは無いとの認識でよいのか。

そのとおりです。

※イノベ事業と同様の考え方となっています。

【e-Rad 関係】

問 8 - 1 e-Rad は研究グループに参画する者全員が登録する必要があるのか。

コンソーシアムの構成員として参画する研究機関及び研究者は、すべて登録する必要があります。研究を行わない農業者等もコンソーシアムに参画して委託費の配分を受ける場合は登録が必要です。ただし、予算配分を受けない開発・供給支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や農業者等、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）は、e-Rad への登録は必要ありません。

また、代表機関のみの登録でも応募は可能ですが、委託契約を締結する際にはコンソーシアムの構成員全員の登録が必要です。

問 8 - 2 農業者等に予算を配分しない場合でも e-Rad の登録は必要か。

農業者等が共同研究機関としてコンソーシアムに参画する場合は、研究計画において担当する研究項目について明確にさせていただく必要があるため、登録を行っていただく必要があります。

ただし、コンソーシアムに共同研究機関として参画する場合は、日本国内に設置された法人格を有する者であり、委託費の計上（予算配分を受ける）が必須となりますので注意してください。

なお、機器の仕様や価格といった現場のニーズの適切な反映・フィールドテストの場の提供といった役割を担っていただく開発・供給支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や農業者等、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）として参画する場合は、委託費の計上は必須ではありませんので、この場合は e-Rad への登録は必須ではありません。

問 8 - 3 e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいか。

機関に所属する個人ごとの登録は機関で行います。研究機関としての登録後、機関の ID を取得してから Web 上の操作を行います。

機関に所属しない個人ごとの登録はそれぞれ Web から行います（<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>）。「新規登録の方法」にある「研究機関に所属していない場合」から、「研究者登録申請書」をダウンロードして書類を作成の上、e-Rad 運用担当宛てに郵送してください。登録申請の手続きは 2 週間ほどかかる場合がありますので、応募予定者は早急に手続きをしてください。

e-Rad 登録方法に関する詳細は、e-Rad ポータルサイト「お問い合わせの方法」(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)からお問い合わせください。

問 8 - 4 応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には応募申請できないのか。

申請時まで e-Rad 登録が間に合わない構成員がいる場合は、e-Rad 上は代表機関に委託費を計上（上乗せ）するなどして申請することを認めています。ただし、代表機関の e-Rad 登録が済んでいない場合は受付できません。

また、参画する構成員の e-Rad 登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には記載されている必要があります。

なお、採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad 登録を済ませ、課題の登録内容を修正していただく必要があります。登録（修正）されていない場合は、当該機関への委託費の配分は認められません。

問 8－5 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。

すでに登録済みの場合には、新たに登録する必要はありません。

問 8－6 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。

登録する必要はありません。コンソーシアムを構成する各機関を e-Rad に研究機関として登録します。

問 8－7 e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。

e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は 20MB です。

【審査参考資料（動画）関係】

問 9－1 審査参考資料として提出するプレゼンテーション資料の枚数に上限はあるのか。また、動画の時間に上限はあるのか。また、下限はあるのか。

プレゼンテーション資料の枚数及び動画の時間について、研究課題提案書を要約したパワーポイント（15 枚以内）に説明音声をつけ、15 分以内の動画を作成ください。また、下限はありません。

問 9－2 音声は AI 音声読み上げソフト等を活用してもよいのか。

問題ございません。AI 音声読み上げでも研究代表者等の口頭説明でも結構です。

問 9－3 ファイルの最大容量は何 G B か。

動画の容量に上限は定めておりませんが、容量が大きい場合はメールで送付できない場合がございますので、大容量転送ファイル等を活用し、ご提出ください。

送付ができない場合は下記提出先までご連絡ください。

(提出先)

・ 生研支援センター 事業推進部 民間技術開発課

E-mail : brain-smartagriweb@ml.affrc.go.jp

【委託費の対象について】

問 10－1 どのような費用が委託費の対象となるのか。

物品費（設備備品費、消耗品費）、人件費・謝金、旅費、その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）等）等が委託費の対象となります。

機械・備品等については、購入、リース、レンタル等の手段の中から、委託研究設備の節減等、経済性の観点から最適なものを選択してください。また、機械・備品等については、技術の開発に必要な計測機器、工作機器等が対象となりますが、パソコン等の汎用性の高い事務機器の購入は原則として対象となりません。

また、施設整備（園芸施設等の基礎が必要な構造物の構築や既存施設の大規模な改造等）、圃場整備（圃場の造成や区画整備、園地での道路敷設等の工事等）はできません。あくまで、応募するスマート農業技術の運用効率向上に資する栽培体系への転換に必要な圃場・施設の改良が委託費の対象となりますので、一般的な建物や建築物の取得は対象外となります。

【施設や圃場の整備に当たり、委託費で計上可能な経費の例】

研究実施に必要不可欠で最小限の改良のみ可能です。

- ① 軽微な圃場整備における、建設機械のレンタル料金、オペレーターの賃金
- ② 圃場、園芸施設、畜舎におけるスマート農業機械の動線確保等に必要なカメラ、センサー、レール等の設置
- ③ 機械の導入を可能とする圃場や園地の改良に必要な資材

なお、既存の機械・備品等を本事業による研究の試作品・開発のベースとして取り扱う場合は、既存の機械・備品等の調達に要する経費を含めての対象経費にすることが可能です。ただし、その場合、当該機械・設備等は本事業に関わる研究以外の目的で使用することはできませんので、ご注意ください。

問 10－2 開発において導入する機械の利益排除の考え方いかん。

構成員が自ら担当する目的に応じて、自社または同一の資本に属するグループ企業内等での調達を委託経費に計上する場合は、利益排除額（製造原価及び諸経費だけの利益を除いた額）を計上してください。

問 10－3 導入する機械の利益排除について、構成員である企業が開発する機械を農業者等が導入して検証に使う場合、提供する側の企業は利益排除する必要はあるか。

コンソーシアム内の構成員間又は構成員から協力機関への発注は、競争原理を導入した調達（入札・見積もり合わせ）を行うことを原則とします。競争原理を導入した調達を行わない場合は、利益排除が必要です。

問 10－4 自社による物品調達における直接経費計上において、その利益排除額は公表されるのか。

公表されません。ただし、利益排除がされているかについては確認します。

問 10－5 自社製品を基に開発を行うが、どのように予算計上すれば良いか。

試作品として作製する場合、ベースとなる機械及び改造に必要な材料等は利益排除をした上で、計上が可能です。また、作業を行う者の人件費の計上も可能です。

問 10－6 園芸ハウスを建設することは可能か。

本事業では、園芸ハウス等の建物や構築物の取得は認められません。施設や圃場の整備に当たり、委託費で計上可能な経費の例については問 9－1 を参照してください。

問 10－7 既存設備等の改良に係る経費は、対象となるのか。

研究対象としての、既存設備を含めた機械、施設の改良に係る経費については対象経費にすることが可能です。

なお、改良を行った設備等は、事業終了までに原状回復していただくか、生研支援センターとの契約に基づき、課題の目的で継続使用していただきます。具体的には個別にご相談ください。

問 10－8 システムの導入費、改良費は対象となるか。

技術開発に必要な経費であれば対象となります。

問 10－9 委託費の対象となる人件費は具体的に何か。

次のとおりとなります。

人件費：委託業務に直接従事する者の人件費で、主体的に研究を担当する研究者、研究員等の給与、諸手当、法定福利費等

賃金：委託業務に直接従事する者の賃金で、補助作業的に研究等を担当する研究補助者等の賃金、諸手当、法定福利費等

なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できることが必要です。

問 10－10 複数の企業や大学が参画して課題の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。

人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規定等で定められた単価を用いてください。ただし、受託単価による算定は認められません。

なお、各コンソーシアム構成員において、実勢に応じた単価を設定している場合は、生研支援センターで構成要素等の精査を行いますので、単価の設定基準を明確にしてください。

問 10－11 都道府県の試験研究機関や普及組織がコンソーシアムの構成員として参画する場合、それらの組織が直接使う経費（旅費等）も委託費の対象となるか。

都道府県の試験研究機関や普及組織がコンソーシアムの構成員として参画する場合、課題の実施目的で使用する経費については、代表機関から都道府県庁（試験研究機関や普及組織）へ配分され、活動経費として使用することができます。

問 10－12 都道府県の試験研究機関等がコンソーシアムに参画する場合、人件費は対象となるか。

原則、公務員の人件費は対象となりません。

問 10－13 補助員であっても課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

補助員は研究開発等のために雇ったアルバイトであり、出張することは想定していません。

問 10-14 開発で必要となる農業生産費は委託費の対象となるのか。

本事業においては、圃場借り上げ費や生産に要する経費は委託費から支出することができます。なお、委託事業実施に伴い発生した収入（収穫物の販売収益等）については、収入状況を生研支援センターに報告いただき、相当の収入が生じたと認められた場合には、収入の一部を納付していただくことがあります。

問 10-15 課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。

本事業は直接採択方式による委託事業であり、コンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。開発を直接行う研究機関は最初からコンソーシアムに参画していただく必要があります。

単なる業務の外注等については、その他の費目の外注費で措置できます。ただし、研究開発要素がある業務を外注することはできません。

問 10-16 採択された場合、委託費はいつ支給されるのか。（概算払いはあるのか。）

委託契約を締結する際、契約書には支払計画を記入いただきます。概算払いを希望する場合は、当該支払計画に基づき、概算払請求書を提出いただくことで概算払いが可能となります。

支払時期は、概算払請求書を受理してから1ヶ月以内です。

問 10-17 一般管理費は直接経費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。

研究管理運営機関における一般管理費は、直接経費の15%以内です。なお、研究管理運営機関は研究管理が役割ですので、その事務のための人件費、旅費等については直接経費に計上していただきます。また、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本事業に必要な管理経費（直接経費以外）に限定されますので、御注意ください。

問 10-18 一般管理費は税込みで15%までか。

一般管理費として計上できるのは、税込みで直接経費の15%までとなっています。なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

問10-19 研究管理運営機関の経費は委託費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

委託費のうち、それぞれ該当する支出項目に計上してください。

問10-20 農業者等の圃場の借り上げ費の計算方法に定めはあるか。

現地の実勢単価に従ってください。ただし、高い金額の場合は生研支援センターより精査を求める場合があります。

問10-21 農家が受け取った委託費に税金は掛かるのか。

個人農家の場合は所得税、法人の場合は法人税の対象となります。特に、委託費で固定資産を購入する場合と、消費的経費（人件費、消耗品費等）に充てる場合とで所得税、法人税の扱いが異なりますので（固定資産を購入する場合には納税額が相対的に高くなります）、詳しくは地域の税務署に相談してください。

【採択・契約について】

問11-1 事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。

令和7年6月5日から令和7年6月30日正午まで公募を行い、評議委員会による審査等を経て8月中旬頃には委託予定先を決定する予定です。

問11-2 どのような基準で課題を採択するのか。

事業の趣旨を鑑みた審査実施要領に基づき、評議委員会による審査を実施します。

具体的には、

- ① 技術内容の有効性・適用性・新規性・優位性
- ② 供給に関する需要性・普及性・導入効果・事業継続性
- ③ 施策との関係性

等について総合的に審査して決定する予定です。

問 11－3 審査は誰が行うのか。

審査は生研支援センターから独立して設置する評議委員会（外部有識者及び行政委員から構成）で行います。

問 11－4 農林水産省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるのか。

公募要領別記において、成果目標を定めています。応募にあたり、事業終了後に、開発した技術のTRL（技術成熟度）が少なくとも7（実運転条件下でのプロトタイプシステム実証）に移行すると見込まれる研究計画である必要があります。

問 11－5 課題の委託契約は誰と誰が行うのか。

委託契約は、事業実施主体である生研支援センターとコンソーシアムの代表機関との間で行うことになります。なお、研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うことになります。

問 11－6 「審査期間中、応募書類の内容について、評議委員より確認事項がある場合は、生研支援センターより質問票を送付」とのことだが、時期はいつ頃を予定しているのか。また、回答の期限は。

質問票の送付は7月の第2週頃、回答期限は1週間程度を想定しております。また、質問票でご回答いただいた内容について、評議委員より追加で確認事項がある場合は7月の第3～4週頃に再度質問票を送付いたします。なお、質問票の送付時期や回答期限につきましては審査のスケジュールにより前後・変更する可能性もございます。

問 11－7 面接審査は行わないのか。

面接審査は行いません。本事業では、提出いただいた研究課題提案書、審査参考資料（研究課題提案書を要約したプレゼンテーション資料（説明動画））、質問票に対する回答等を踏まえ評議委員会で審査・討議を実施し、採択候補となる研究課題を選考します。

【実施期間中について】

問 12-1 生研支援センターからの指示には必ず従わなければならないのか。

生研支援センターからの助言等は、技術の効果を高めるための専門家としてのアドバイスであり、契約条項、権利義務を除き可能な限り受け入れる方向で調整してください。

問 12-2 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。

委託費は生研支援センターから代表機関に配分されます。代表機関は、経理責任者を定め、他の参画機関に資金を配分するとともに、会計報告等の事務手続きを行ってください。

問 12-3 農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。

本事業の研究費は補助金ではなく委託費のため、圧縮記帳はできません。

【成果、データの取扱いについて】

問 13-1 コンソーシアムはどのような成果を提出することが求められるのか。

研究実施計画に従い、計画段階で目標に掲げられた項目等について研究開発等を実施し、目標達成状況を確認の上、各コンソーシアムで取りまとめて成果報告書等で報告していただきます。

問 13-2 コンソーシアムの構成員はデータをどこまで使えるのか。

コンソーシアムで取得したデータの取扱はコンソーシアムで協議の上、活用してください。

問 13-3 農業者等からデータの提供を受ける際には、『「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」を踏まえて対応いただく必要があります。』とあるが、応募時はデータマネジメントプランを提出、採択後に契約を行うのか。

応募時はデータマネジメントプランを提出して頂き、生研支援センターとの委託研究契約締結までに農業者等と「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠した契約を締結してください。

【事業終了後について】

問 14－1 開発期間終了後の機械の取扱いはどうなるのか。

本事業で農業機械等を導入する際には、生研支援センターとの契約後にコンソーシアムで調達していただき、終了後の取扱いについては、生研支援センターから別途指示します。

問 14－2 本事業で得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。

日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）に基づき、原則、国の業務に特化した汎用性のないもの及び継続的な機能改修が見込まれるものを除き、技術を開発した企業等（受託者）に知的財産権が帰属します。

問 14－3 本事業に参画した民間企業等の研究終了後に研究成果を活用して発生した収益の取扱いはどうなるのか（収益納付をする必要はあるのか。）。

収益納付をする必要はありません。

問 14－4 目標が達成できない場合は委託費を返還しなければならないのか。

成果については、専門家による評価を行うこととしており、目標を達成できなかった理由がコンソーシアムの準備が十分でなかったり、開発に対する善良な管理義務を果たさなかったことに起因して、開発そのものが十分にできなかった場合などは、返還を求めることがあります。

【WAGRI について】

問 15－1 WAGRI への API 実装はいつまでに行う必要があるのか。

※公募要領 8（2）「農業データ連携基盤（WAGRI）への実装」関連

WAGRI への API 実装は、本事業の実施期間内に行ってください。

問 15－2 WAGRI を継続的に使用しなければならないのか。

※公募要領 8（2）「農業データ連携基盤（WAGRI）への実装」関連

事業終了後、2年後及び5年後を目処にフォローアップ調査を行うこととしており、その際に WAGRI に実装した API の運用及び活用や、展開された具体的なサービスの状況について報告いただく予定ですので、少なくとも2年後のフォローアップ調査までの間の WAGRI での API 提供を求めます。

【事業への応募について】

問 16ー 1 研究計画のブラッシュアップについては、相談に乗って頂けるか。

既に公募が開始されていますので、農林水産省及び生研支援センターでは研究計画のブラッシュアップは他の応募者との公平性の観点から行っておりません。

JATAFF（公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）が相談に乗りますので、産学連携支援サイト（<https://agri-renkei.jp/>）をご覧ください。

問 16ー 2 応募様式（研究課題提案書） 別記様式 5 データマネジメントプランについて、該当研究課題のみ提出とあるが、どのような場合が該当研究課題となるか。

研究計画で、データを取得して研究成果とするものが該当します。

【マッチングファンドについて】

問 17ー 1 マッチングファンド方式の適用については加点項目ではあるが、民間企業は公募説明資料 20 頁の例に記載されている実証のみを行う企業あるいは非営利の企業以外はマッチングファンドが必ず必要か。

マッチングファンド方式については、適用する場合は加点措置を行うというものであり、必須項目ではありません。

問 17ー 2 マッチングファンド方式の自己資金の支出としては、設備の償却費及び保有している試験研究用消耗品だけでも良いか。

問題ありません。

問 17ー 3 マッチングファンド方式の意図するところは何か。また、企業の自己負担分について研究者の人件費を充てることは可能か。

公募説明資料 19 頁に記載されている「民間企業等による事業化を促進し投資を誘発する」ことが目的です。

また、人件費の計上は可能です。公募説明資料 21 頁を参照してください。

問 17ー 4 民間企業が自己資金で支出する負担額の上限、下限はあるか。

民間企業が自己資金で支出する負担額の上限、下限はありません。

問 17－5 地域金融機関が共同研究機関として参画する場合、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか（例えば、担当する課題内容が事業化に関するフィージビリティスタディ等であった場合でも、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか）。

対象となりますが、マッチングファンド方式は任意（加点措置）となります。

問 17－6 マッチングファンド方式による加点を得るには、参画する民間企業すべてがマッチングファンド方式をとることが必要か。

複数の民間企業が参画するコンソーシアムにおいてマッチングファンド方式を適用することとし、一部の民間企業がマッチングファンド方式を適用しない（対象とならない）場合には、研究課題提案書にその理由を記載してください。

問 17－7 マッチングファンドの自己負担の対象とならない民間企業等とはどのような企業を指すのか。

マッチングファンドの自己負担を行う必要がない民間企業等（民間企業、公益・一般法人、NPO 法人、協同組合、農林漁業者）とは以下のような民間企業等を指します。

- ・研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみを行う民間企業等

例：ICT による農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

- ・研究成果を活用して利益を得る意向のない民間企業等

例：社会貢献の一環として研究に参画する NPO 法人

※上記 2 つの条件を満たしている必要があります。